

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

行政改革推進室

○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

〃

○ 岡山県ふぐ処理等規制条例施行規則の一部を改正する規則

生活衛生課

○ 岡山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

障害福祉課

○ 岡山県立学校授業料徴収条例施行規則及び岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

教育委員会

（以上県例規集登載）

【合同訓令】

○ 岡山県災害対策本部規程の一部改正

危機管理課

（県例規集登載）

【告示】

○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正

行政改革推進室

（県例規集登載）

目次

担当課（室）

【教育委員会】

○ 岡山県教育委員会事務決裁規程の一部改正

教育委員会

（県例規集登載）

令和7年3月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第三十号

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条の六」を「第二十五条の七」に改める。

第七条中「県民生活交通課」を「市町村課」に、「市町村課」を「市町村課」に改める。

改める。

第七条の二第二項及び第三項を削る。

第八条の二に次の一項を加える。

2 子ども未来課に、縁むすび応援室を置く。

第十四条第二項の表中「県民生活交通課」を「県民生活課」に改める。

第十五条の表中「県民生活交通課」を「県民生活課」に、「交通政策班 総務班」を

「総務班」に、

国際課

国際交流貢献班 海外渡航班

を

交通政策課
航空企画推進課
国際課

企画班 推進班
空路班 空港班
国際交流貢献班 海外渡航班

に、

自然環境課
全国植樹祭推進室

自然保護班 自然公園班
総務企画班 式典行事班 招待接遇班 事業推進班

を

自然環境課

自然保護班 自然公園班

に、

スポーツ振興課
国民スポーツ大会
推進室

企画班 競技力向上班
総務企画班 競技式典班

を

スポーツ振興課

企画班 競技力向上班

に、「企画班 医療支援班」を「企画班」に、「地域福祉推進班」を「地域福祉班 支援班」に、「開発指導班」を「開発指導班 盛土管理班」に改める。

第二十四条（見出しを含む。）中「県民生活交通課」を「県民生活課」に改め、同条第五号から第八号までを削り、同条中第九号を第五号とし、第十号を第六号とし、同条第十一号中「及び交通対策」を削り、同号を同条第七号とする。

第二十五条の六第七号中「地域福祉課」を「他課」に改め、同条第十二号中「に関する施策」を削り、同条を第二十五条の七とし、第二十五条の五を第二十五条の六とし、第二十五条の四を第二十五条の五とし、第二十五条の三を第二十五条の四とし、第二十五条の二の次に次の一条を加える。

（交通政策課の事務）

第二十五条の三 交通政策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地域公共交通の維持・確保対策の総合調整に関する事
- 二 地域公共交通の利用促進に関する事
- 三 自家用有償旅客運送に関する事
- 四 自動車運転代行業に関する事
- 五 その他他課の分掌に属しない交通対策に関する事
- 二十六条の二に次の一号を加える。
- 八 太陽光発電事業技術審査会に関する事
- 二十六条の五第二項を削る。
- 二十六条の七第二項を削る。
- 二十九条の二第二号中「がん対策」の下に「及び循環器病対策」を加える。
- 三十一条の五第一項第一号中「こと」の下に「（子ども未来課縁むすび応援室の分掌に属するものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。
- 2 子ども未来課縁むすび応援室においては、出会い・結婚支援に関する事務をつかさどる。
- 第四十二条中第二十二号を第二十四号とし、第二十一号の次に次の二号を加える。
- 二十二 外国人材等支援推進計画の策定及び変更に関する事
- 二十三 外国人材等への支援を総合的に推進するための協議会に関する事
- 第二百二十六条の表中

を

岡山県公害審査会	公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第十四条の規定による公害に係る紛争についてのあつせん、調停及び仲裁その他同法の規定によりその権限に属する事務	環境企画課
岡山県公害審査会	公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第十四条の規定による公害に係る紛争についてのあつせん、調停及び仲裁その他同法の規定によりその権限に属する事務	環境企画課
岡山県太陽光発電	岡山県太陽光発電施設の安全な導入を	脱炭素

電事業技術審査会	促進する条例（令和元年岡山県条例第四十七号）の規定による太陽光発電施設の設置等に関する事項の調査審議に関する事務
----------	--

社会推進課

に改める。

第三百三十条の表備前県民局の項中「河川激甚災害対策班」を「河川災害対策班」に、同表備前県民局の項中「管理班」を「第一班 第二班」に改める。

第四百四十一条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第四百四十二条第三項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第一百五十九条の二の表倉敷児童相談所の項中

子ども相談課	地域支援第一班 地域支援第二班 初期対応班
--------	-----------------------

を

子ども相談第一課	地域支援班 初期対応班
子ども相談第二課	

に、「親子支援班

発達支援班」を「心理支援第一班 心理支援第二班」に改める。

第一百五十九条の三第一項中「子ども相談課」を「子ども相談第一課及び子ども相談第二課」に改め、同条第五項中「子ども相談課」を「子ども相談第一課、子ども相談第二課」に改める。

第二百四十四条第三項第三号中「食品、」を削り、同条第四項第三号中「機能材料」を「食品、機能材料」に改める。

第二百十条の七第一項第五号中「飼料及び堆肥の検定及び成分分析」を「飼料作物及び草地に係る試験、研究及び調査」に改め、同条第二項第一号中「乳用牛、」及び「及び豚」を削り、同項第二号中「及び豚の精液採取及び譲渡」を「の飼養管理に係る試験、研究及び調査」に改め、同項第三号中「牛受精卵の作成」を「和牛の精液採取」に改め、同条第三項第一号中「及び和牛の飼養管理」を「の改良及び繁殖」に改め、同項第二号中「飼料作物及び草地」を「乳用牛の飼養管理」に改め、同項に次の一号を加える。

- 三 牛受精卵の作成及び譲渡に関する事。

（組織）

第二百六十四条の二 岡山空港管理事務所に、次の課を置く。

- 総務課
- 施設課
- 空港整備課
- 第二百六十四条の三第三項中「空港整備班」を「空港整備課」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
(関係規則の一部改正)
- 2 特定非営利活動促進法施行細則（平成十年岡山県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「県民生活交通課」を「県民生活課」に改める。
- 3 岡山県農林水産総合センター条例施行規則（平成二十二年岡山県規則第十六号）の一部を次のように改正する。
第八条及び第十四条第二項中「種畜でない豚」を削る。

◎岡山県規則第三十二号

岡山県ふぐ処理等規制条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県ふぐ処理等規制条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県ふぐ処理等規制条例施行規則（平成二十七年岡山県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「次に掲げる書類」を「第九条の合格証（条例第四条第二項第二号に該当する者にあつては、前条の免許を受けていることを証する書類）」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第三十三号

岡山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県福祉のまちづくり条例施行規則（平成十二年岡山県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の部（十）の項中「第十八条第二項第六号」を「第十九条第二項第六号」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

◎岡山県規則第三十四号

岡山県立学校授業料徴収条例施行規則及び岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県立学校授業料徴収条例施行規則及び岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

(岡山県立学校授業料徴収条例施行規則の一部改正)

第一条 岡山県立学校授業料徴収条例施行規則(平成二十二年岡山県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

三 第一号の規定にかかわらず、法第三条第一項に規定する者(同条第二項第一号及び第二号に該当する者を除く。)のうち、法第四条の認定を受けていない者の知事が別に定める授業料 知事が別に定める期間

第二条第三項に次の一号を加える。

五 第一号の規定にかかわらず、第一項第三号に規定する者の同号の規定による猶予に係る授業料 知事が別に定める日

(岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例施行規則の一部改正)

第二条 岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例施行規則(平成二十二年岡山県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

条例第四条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の受講料の納入は、当該各号に定める期間、猶予する。

一 入学又は転入学の際に高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。)第四条の認定を申請した者 当該申請に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成二十二年文部科学省令第十三号。以下「省令」という。)第三条第三項の規定による通知を受ける日までの間

二 前号の規定にかかわらず、法第三条第一項に規定する者(同条第二項第一号及び第二号に該当する者を除く。)のうち、法第四条の認定を受けていない者 知事が別に定める日までの間

第二条第三項を次のように改める。

3 条例第四条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる受講料の納期は、当該各号に定める日から十五日以内とする。

一 法第四条の認定をされなかった者の第一項第一号の規定による猶予に係る受講料 当該認定をしなかった旨の省令第三条第三項の規定による通知を受けた日
二 前号の規定にかかわらず、第一項第二号に規定する者の同号の規定による猶予に係る受講料 知事が別に定める日

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

別表第二中

- 7 国への連絡及び被害状況の報告に関する事。
- 8 自衛隊に対する情報連絡及び災害派遣要請に関する事。
- 9 現地対策本部及び地方本部に関する事。
- 10 関係機関の非常招集及び応援に関する事。
- 11 市町村の応急措置及び応援に関する事。
- 12 無線通信施設の運用及び通信連絡の確保に関する事。
- 13 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関する事。
- 14 災害救助法の適用に関する事。

を

- 1 県本部事務の総合調整に関する事。
- 2 本部会議に関する事。
- 3 防災会議その他関係機関との連絡等に関する事。
- 4 本部長の命令伝達及び各部との連絡調整に関する事。
- 5 気象通報の接受及び通報連絡に関する事。
- 6 災害情報及び被害報告の取りまとめに関する事。
- 7 国への連絡及び被害状況の報告に関する事。
- 8 自衛隊に対する情報連絡及び災害派遣要請に関する事。
- 9 現地対策本部及び地方本部に関する事。
- 10 関係機関の非常招集及び応援に関する事。
- 11 市町村の応急措置及び応援に関する事。
- 12 無線通信施設の運用及び通信連絡の確保に関する事。
- 13 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関する事。
- 14 災害救助法の適用に関する事。
- 15 有料道路の無料化措置に関する事（危機管理部が所管するものに限る。）。

に、「県民生活交通班」を「県民生活班」に、

- 1 災害時における県民生活部の総括及び連絡調整に関する事。
- 2 県民生活部関係の被害状況の取りまとめに関する事。
- 3 交通機関の被害状況及び運行状況の取りまとめに関する事。
- 4 有料道路の無料化措置に関する事。
- 5 県民局庁舎及び地域事務所庁舎の被害状況の取りまとめに関する事。
- 6 関係省庁の視察対応に関する事（県民生活部が所管するものに限る。）。
- 7 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関する事（県民生活部が所管す

を

- 1 災害時における県民生活部の総括及び連絡調整に関する事。
- 2 県民生活部関係の被害状況の取りまとめに関する事。
- 3 有料道路の無料化措置に関する事（県民生活部が所管するものに限る。）。
- 4 県民局庁舎及び地域事務所庁舎の被害状況の取りまとめに関する事。
- 5 関係省庁の視察対応に関する事（県民生活部が所管するものに限る。）。
- 6 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関する事（県民生活部が所管す

るものに限る。)

に、
市町村班

1 災市町村の行政運営の助言に関する事。

るものに限る。)

を

市町村班

1 災市町村の行政運営の助言に関する事。

に、

交通政策班

1 交通機関の被害状況及び運行状況の取りまとめに関する事。

- 1 水道施設の被害状況の取りまとめに関する事。
- 2 給水の応援要請に関する事。
- 3 災地における衛生施設（下水道及び浄化槽を除く。）の管理に関する事。
- 4 災地における食品衛生指導に関する事。
- 5 死亡獣畜の処理に関する事。
- 6 動物の保護及び管理（避難所運営における愛がん動物の取扱いに関する事を含む。）に関する事。
- 7 県災害保健医療福祉調整本部の運営協力に関する事。

を

- 1 水道施設の被害状況の取りまとめに関する事。
- 2 給水の応援要請に関する事。
- 3 災地における衛生施設（下水道及び浄化槽を除く。）の管理に関する事。
- 4 災地における食品衛生指導に関する事。
- 5 動物の保護及び管理（避難所運営における家庭動物の取扱いに関する事を含む。）に関する事。
- 6 県災害保健医療福祉調整本部の運営協力に関する事。

に、「輸血用血液」を「輸血用血液製剤」に、「備蓄」を「調達及び搬送に係る調整」に、「児童家庭支援センターに限る。」の被害状況を「児童家庭支援センターに限る。」及び児童相談所の被害状況並びに里親の被災状況に、「道路及び橋りょう」を「道路施設」に、「応急仮設住宅」を「建設型応急住宅」に改める。

別表第三中

- 1 災害情報の連絡に関する事。
- 2 民生関係及び衛生関係の被害状況の取りまとめに関する事。
- 3 現地における災害応急対策に関する事。
- 4 義援金の受付及び救援物資の要請受付に関する事。

を

- 1 災害情報の連絡に関する事。
- 2 民生関係及び衛生関係の被害状況の取りまとめに関する事。
- 3 現地における災害応急対策に関する事。
- 4 義援金の受付及び救援物資の要請受付に関する事。
- 5 地域災害保健医療福祉調整本部に関する事（福祉分野に関する事に限

に、「1 地域災害保健医療福祉調整本部に関する事」の下に「（保健医療分野に関する

る。) 。

ことに限る。) 「 を加え、 「 死亡獣畜の処理 」 を削る。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百五十号

許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第百三十三号）の一部を次のように改正する。
令和七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

別表総務部の部総務学事課の項4中「第30条第1項」を「第23条第1項」に改め、同項5中「第45条」を「第108条第3項」に改め、同項6及び7中「第64条第5項」を「第152条第6項」に改め、

別表県民生活部の部県民生活交通課の項中「県民生活交通課」を「県民生活課」に改め、同項中1を削り、2を1とし、3から6までを1ずつ繰り上げる。
別表県民生活部の部市町村課の項の次に次のように加える。

交通政 策課	1	道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条、第79条の6第1項、第79条の7第1項	自家用有償旅客運送を行う者の登録、有効期間の更新の登録及び変更登録	30日					
-----------	---	---	-----------------------------------	-----	--	--	--	--	--

別表環境文化部の部脱炭素社会推進課の項に次のように加える。

	3	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第3項、第22条の3第1項、第22条の5第1項	地域脱炭素化促進事業計画の認定及び変更の認定	120日					
--	---	---	------------------------	------	--	--	--	--	--

別表環境文化部の部自然環境課の項40中「（平成10年法律第117号）」を削り、「第22条の3第5項」の次に「、第22条の4第2項」を加え、同項41から43までの規定中「第22条の3第5項」の次に「、第22条の4第2項」を加え、

別表保健医療部の部医薬安全課の項中74を77とし、61から73までを1ずつ繰り下げ、同項60の次に次のように加える。

	62	難病の患者に対する医療等に関する法律第28条第2項	指定難病要支援者証明事業に係る登録者証の交付（岡山市及び倉敷市の区域以外の区域に係るもの）	47日	7日				
	63	難病の患者に対する医療等に関する法律第28条第2項	指定難病要支援者証明事業に係る登録者証の交付（倉敷市の区域に係るもの）	47日		7日			

別表保健医療部の部医薬安全課の項中60を61とし、5から59までを1ずつ繰り下げ、同項4の次に次のように加える。

	5	児童福祉法第19条の22第4項	小児慢性特定疾病要支援者証明事業に係る登録者証の交付	41日	7日				
--	---	-----------------	----------------------------	-----	----	--	--	--	--

「 」 「 」

◎岡山県教育委員会訓令第2号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
教 育 機 関

岡山県教育委員会事務決裁規程（昭和四十二年岡山県教育委員会訓令第3号）の一部
を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

岡山県教育委員会

別表第二財務の項に次のように加える。

2 岡山県立学校施設使用料徴収条例（昭和26年岡山県条例第23号）別表の2に規定する設備の使用料の額の決定		○		
---	--	---	--	--

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。